

令和7年度より

障がい児・者福祉バス 借上補助事業

が始まります！



福祉ふれあいセンターに登録のある障がい児・障がい者を含む団体の方が研修や社会見学などの郊外活動のためにバスを借上げた場合の費用を一部助成します。

対象となる団体

福祉ふれあいセンターに利用登録のある団体
会員数20名以上で、障がい児や障がい者が10名以上在籍している団体

対象となる行事

- ①北海道障がい者スポーツ協会が主催する北海道障がい者スポーツ大会
- ②研修、講習会、視察、社会見学、レクリエーション等の郊外活動

申請時期

- (1) 前期：5月～10月分
 - (2) 後期：11月～3月分
- ※原則2か月前までに申請をお願いします。

対象経費

- ◇①北海道障がい者スポーツ協会が主催する北海道障がい者スポーツ大会の場合、バスの借上げに係る費用の2分の1に相当する額（小数点切捨）とし、その上限を20万円とします。
 - ◇②研修、講習会、視察、社会見学、レクリエーション等の郊外活動の場合、バスの借上げに係る費用とし、上限を5万円とします。
- ※①②ともに助成は年度中1回となります。
※他からの助成を受けている場合は対象外となります。

〈問い合わせ先〉

福祉部発達支援課 バス事業担当者

☎0144-34-5821

〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内

苫小牧市 福祉バス 助成



申込と利用までの流れ

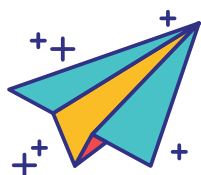
1 発達支援課窓口に必要な書類を提出



発達支援課窓口にて申請書（様式第1号）を提出いただきます。その際に、以下の書類をご用意ください。

- （1）団体としての事業計画書及び収支決算書
- （2）見積書（バス借上）
- （3）行事計画及び行事参加者名簿
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 申請者に決定通知送付



発達支援課から申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付いたします。

3 行事、スポーツ大会への参加



申請されました行事やスポーツ大会に参加します。

4 実績報告書の提出



発達支援課窓口にて実績報告書（様式第4号）を提出いただきます。

5 申請者に確定通知を交付



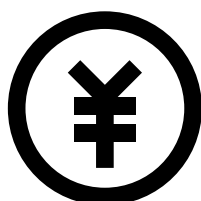
申請者に発達支援課から補助金額確定通知書（様式第5号）を交付します。

6 補助金請求書の提出



発達支援課窓口にて補助金請求書（様式第6号）を提出いただきます。

7 申請者へ補助金交付



申請者へ補助金を交付いたします。